

企画競争説明書

業務名称：ネパール国航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト
における飛行方式設計能力強化

案件番号：190002

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年2月6日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年2月6日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクトにおける飛行方式設計能力強化

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年4月上旬～2021年3月中旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 村上 佳南 Murakami.Kana@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2019年2月13日（水） 12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年2月18日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年2月22日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

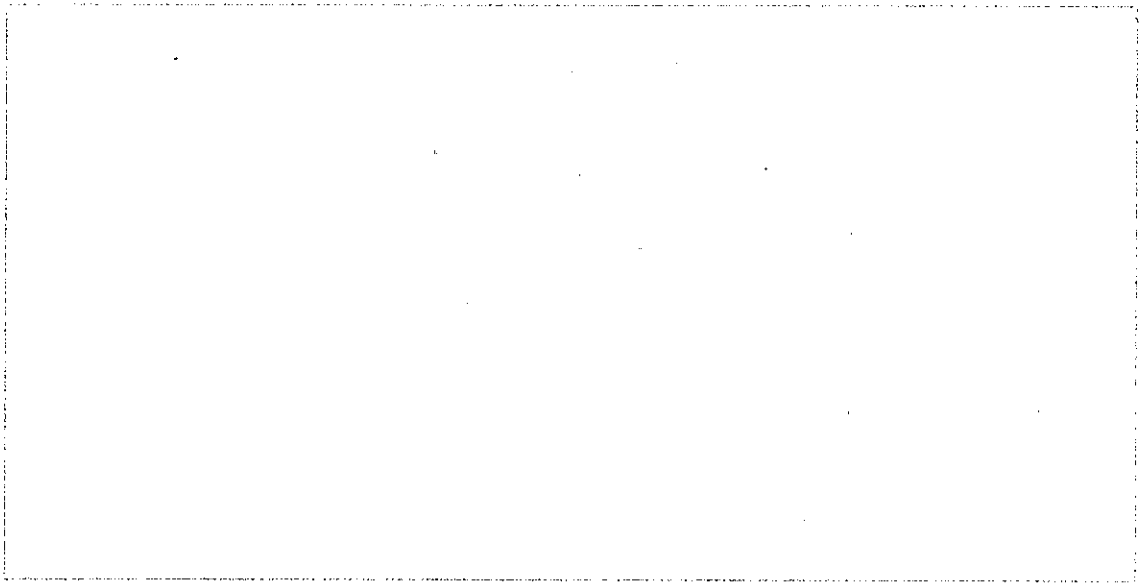
２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）



3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) NPR 1 = 0.994250 円
- b) US\$ 1 = 110.882000 円
- c) EUR 1 = 126.057000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／飛行方式設計(1)

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 7.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年3月14日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：飛行方式設計に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／飛行方式設計（1））】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：飛行方式設計に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

ネパール国航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクトにおける飛行方式設計能力強化

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／飛行方式設計（1）	(50.00)	()
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	
オ) その他学位、資格等	7.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ネパール国はインド国と中国に囲まれた内陸国であり、空路は陸路とともに重要な移動・流通手段である。特に急峻な山岳地帯では空路が唯一の移動・物資輸送手段となっている。我が国もネパール政府に対する協カプログラムとして運輸交通インフラ整備を設定しており、内陸国であり山間地が国土の大半を占める同国においては、陸路とともにライフラインとして空路の整備を重視している。

首都カトマンズのトリブバン国際空港(Tribhuvan International Airport:TIA)はネパール唯一の国際空港であり国内線のハブ拠点としても重要な役割を果たしており、近年旅客、貨物の輸送量が増加している。他方で、悪天候による視界不良が航空機の空港への進入に悪影響を及ぼしているにもかかわらず、国際空港では標準とされている計器着陸装置(ILS)を使用した精密進入方式が同空港には導入されていない。また、主要な地方空港であるダンガジ空港、チャンドラガジ空港には飛行援助施設が設置されておらず、航空機の離着陸時の安全確保は目視等によるパイロットの技量に依存している。

現在実施中の我が国の無償資金協カ「主要空港航空安全設備整備計画」を通じて、TIA に対して、ILS の構成機材の一つであるローカライザーが供与される予定であるが、ローカライザーは今般初めて同国に導入される機器であるため、TIA を所管するネパール民間航空庁(Civil Aviation Authority of Nepal:CAAN)は同機器の運用維持管理の経験がない。また、同無償資金協カを通してダンガジ空港とチャンドラガジ空港には超短波全方向レンジ/距離測定装置(VOR/DME)を、CAAN 本部には飛行方式設計システムの供与も予定されている。VOR/DME の導入に際して、両地方空港では計器着陸による新たな飛行方式の設計が必要であるが、CAAN はこれまでに飛行方式設計システムによる設計業務の経験がない。

このような状況の下、ネパール政府は、同国の航空保安機器の信頼性と効率性を向上し、ひいては航空交通の安全性を向上させることを目的に、我が国無償資金協カにより供与されるローカライザー等航空保安機器及び飛行方式設計システムの運用や維持管理にかかる技術支援、並びに航空保安機器のスペアパーツの効率的管理のためにトリブバン国際空港に導入されている補給管理システムの技術支援を要請した。これを受け、JICA は、2018 年 1 月から「航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト(The Project for Capacity Development in Operation and Maintenance of Aviation Safety Equipment)(以下、プロジェクト)を開始している。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

航空輸送の安全性が向上している

(2) プロジェクト目標

航空安全機材の運用維持管理能力が向上している

(3) アウトプットと活動の概要

本プロジェクト目標達成に必要なアウトプットは以下の3項目で構成される。

アウトプット1：ローライザーの維持管理を行う能力を持っている

アウトプット2：飛行方式設計を行う能力を持っている

アウトプット3：補給管理システムが拡張・運用されている

本業務で能力開発を支援するアウトプット2の活動概要は以下のとおりである。

2-1. 対象空港における飛行方式設計に必要な測量・障害物測量を実施する

2-2. 飛行方式設計者のリフレッシュ研修を行う

2-3. 対象空港における飛行方式の概略設計を行う

2-4. 対象空港における飛行方式の詳細設計を行う

2-5. 設計された飛行方式の地上検証を行う

2-6. 設計された飛行方式の飛行検証を行う

2-7. 飛行方式チャートを作成する

2-8. 航空管制官に対する新規の飛行方式に係る研修を行う（含 ILS 基礎研修）

2-9. 飛行方式を公示・運用開始する

(4) プロジェクト実施期間

2018年1月～2021年3月(39カ月)

*プロジェクトは既に開始されており、アウトプット1と3に係る活動は、後述の専門家により既に実施中である。アウトプット2に係る活動はプロジェクトの途中から開始するスケジュールとなっている。

(5) 業務対象地域

トリブバン国際空港・ダンガジ空港・チャンドラガジ空港及びネパール民間航空庁(CAAN)本部

(6) 相手国関係者

ネパール民間航空庁(CAAN)

3. 業務の目的

本業務では、上述の「アウトプット2：飛行方式設計を行う能力を持っている」を達成するため、座学および実習を通じた技術移転によりカウンターパートの飛行方式設計能力を向上させ、飛行方式の導入及び展開が図れるよう支援することを目的とする。

その際、無償資金協力「主要空港航空安全設備整備計画」にて整備する航空安全機材の運用に必要な以下の飛行方式設計を実習の対象とする。

- ① トリブバン国際空港： ローライザー設置に関連する飛行方式、RNP¹標準計器出発方式、及び既存飛行方式の見直し
- ② チャンドラガジ空港： VOR/DME 設置に関連する飛行方式

¹ 航法精度要件

③ ダンガディ空港： VOR/DME 設置に関連する飛行方式

トリバン国際空港におけるローライザー、及びチャンドラガジ空港とダンガディ空港における VOR/DME は、それぞれ 2020 年 8 月末及び 2019 年 7 月末までに設置を完了する予定である。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA と CAAN が、2017 年 8 月に締結した R/D に基づき実施中の「航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 活動計画の立案

先方と取り交わした R/D に記載された暫定的な運用計画 (PO: Plan of Operation) には主要な活動のみが示されており、プロジェクトの実施にあたっては詳細な年次活動計画を立案することが求められる。その際、CAAN 側の投入や活動に関連する各種手続きを十分に確認した上でスケジュールを立案することが肝要である。

(2) ベースライン調査及び目標・アウトプットの達成度測定

本プロジェクトにおいては飛行方式設計の能力開発に関連して以下のプロジェクト目標及びアウトプットに係る指標が設定されている。

1) プロジェクト目標の指標

少なくとも 3 空港において新規の飛行方式が公示・運用されている

2) アウトプット 2 の指標

2-1 飛行方式設計に必要な WGS84 測量・障害物測量が完了している

2-2 少なくとも 4 名の設計者が飛行方式設計基礎研修を修了している

2-3 少なくとも 2 空港において飛行方式の概略設計が完了している

2-4 少なくとも 3 空港において飛行方式の詳細設計が完了している

2-5 少なくとも 3 空港において設計された飛行方式の地上検証が完了している

2-6 少なくとも 3 空港において設計された飛行方式の飛行検証が完了している

2-7 少なくとも 60 名の航空管制官が新規の飛行方式に係る研修を修了している

2-8 少なくとも 3 空港において新規の飛行方式チャートが公示されている

コンサルタントは、プロジェクトの開始後、これらの指標に係るベースライン調査を行う。また、目標・アウトプットの達成度を 6 か月ごとに作成する Monitoring Sheet Summary (6. (3) に後述) に含めて報告する。

(3) プロジェクト事務所

プロジェクト事務所は、CAAN が CAAN 本部内に用意する。家具、空調、電源が提供される。

(4) プロジェクト機材

本プロジェクトでコンサルタントは、無償資金協力「主要空港航空安全設備整備計画」にて既に CAAN 本部内に設置された飛行方式設計システム (NTT データ製 PANADES) を活用する。

(5) カウンターパートのオーナーシップの確保

プロジェクト目標がネパール国関係者の能力開発であることを踏まえ、コンサルタントは、カウンターパート (C/P) の主体性を尊重しそのオーナーシップを引き出しながら、本業務を通じ C/P が必要な能力を向上させ自らそれを活用できるよう、実施プロセスについて十分意識・工夫することとする。

(6) プロジェクトの柔軟性の確保

能力開発を目的とする本プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に調整していくことが必要となる場合もある。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行なうことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方カウンターパートとの合意文書の変更、契約の変更等) を取ることにする。

(7) 長期専門家との協力及び連携

本プロジェクトの飛行方式設計の能力開発以外のアウトプット (アウトプット 1 及びアウトプット 3) については、2018 年 1 月から現地派遣されている長期専門家 2 名 (チーフアドバイザー/航空保安システム保守管理、補給管理/業務調整) が技術支援を行っている。本プロジェクトの全体の統括は引き続き当該長期専門家 (チーフアドバイザー/航空保安システム保守管理) が行うこととし、本業務のコンサルタントは当該長期専門家と必要に応じて協力、連携して業務を行う。

なお、長期専門家 2 名の任期は 2019 年 12 月 31 日までである。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務 (活動) を実施する (必ずしも時系列の記載にはなっていない。また、カウンターパートのみで実施する活動も含まれている)。R/D に添付の暫定 PO では、Activity レベルの工程が想定されているが、必要に応じてより詳細な Sub-Activity レベルの活動及び工程をプロポーザルに含めて提案すること。

飛行方式設計の能力開発は、無償資金協力による航空安全機材の設置時期に対応して、チャンドラガジ空港及びダンガディ空港を先に実施し、次にトリブバン国際空港を対象に実施するものとする。

(1) チャンドラガジ空港及びダンガディ空港に係る業務

2-1. 対象空港における飛行方式設計に必要な測量・障害物測量を実施する

コンサルタントは、CAAN と協力し、チャンドラガジ空港及びダンガディ空港の飛行方式設計に必要な自然条件調査（WGS84 測量・障害物調査）を実施する。自然条件調査は、現地再委託にて実施することを認める。

2-2. 飛行方式設計者のリフレッシュ研修を行う

コンサルタントは、CAAN の飛行方式設計者に対し飛行方式設計のリフレッシュ研修を実施する。研修対象者は、飛行方式の基礎的な知識を有する飛行方式設計者 4~5 名を想定する。

研修内容は、従来型飛行方式設計（精密進入方式を除く）及び飛行方式設計システム（PANADES）の使用方法とする。

2-3. 対象空港における飛行方式の概略設計を行う

コンサルタントは CAAN の飛行方式設計者を支援し、チャンドラガジ空港及びダンガディ空港における飛行方式の概略設計を実施する。

概略設計には以下の活動が含まれる。

- 地形データ、障害物データ等の入手、空港周辺の顕著な障害物の確認
- 概略設計
- ステークホルダー会議（航空管制官、航空機運航者）の開催

2-4. 対象空港における飛行方式の詳細設計を行う

コンサルタントは CAAN の飛行方式設計者を支援し、チャンドラガジ空港及びダンガディ空港における飛行方式の詳細設計を実施する。

設計対象となる飛行方式には以下が含まれる。

- 標準計器出発経路（SID）
- 標準計器到着経路（STAR）
- VHF 全方向レンジ/距離測定装置進入方式（VOR/DME APCH）

2-5. 設計された飛行方式の地上検証を行う

CAAN は設計された飛行方式の地上検証を実施する。コンサルタントは飛行方式の現場確認を支援する。また、ステークホルダー会議の開催を支援し、関係者（航空管制官、航空機運航者）への設計内容の周知および留意点等の確認を行う。地上検証、ステークホルダー会議の結果、飛行方式の修正が必要となった場合は、設計内容の調整を支援する。また、コンサルタントは飛行方式設計の文書化を支援する。

2-6. 設計された飛行方式の飛行検証を行う

CAAN は設計された飛行方式の飛行検証を実施する。コンサルタントは CAAN による飛行検証を支援し、必要に応じて、飛行検証結果に基づく飛行方式の調整等を支援する。

2-7. 飛行方式チャートを作成する

コンサルタントは、CAAN に対し設計された飛行方式の AIP 掲載用チャートの作成を支援する。また、ステークホルダー会議の開催を支援し、関係者（航

空管制官、航空機運航者)へ飛行方式の最終確認を行う。

2-8. 航空管制官に対する新規の飛行方式に係る研修を行う

CAANは、チャンドラガジ空港及びダンガディ空港の航空管制官に対し、新たに設定する飛行方式に係る研修を実施する。研修対象者は、各空港10名程度を想定する。コンサルタントは、研修の実施を支援する。

2-9. 飛行方式を公示・運用開始する

CAANは、チャンドラガジ空港及びダンガディ空港における新飛行方式を公示・運用開始する。

コンサルタントはCAANによる公示・運用開始における技術的支援を行う。

(2) トリブバン国際空港に係る業務

2-1. 対象空港における飛行方式設計に必要な測量・障害物測量を実施する

コンサルタントは、CAANと協力し、トリブバン国際空港の飛行方式設計に必要な自然条件調査(WGS84測量・障害物調査)を実施する。自然条件調査は、現地再委託にて実施することを認める。

2-2. 飛行方式設計者のリフレッシュ研修を行う

コンサルタントは、CAANの飛行方式設計者に対し飛行方式設計のリフレッシュ研修を実施する。研修対象者は、飛行方式の基礎的な知識を有する飛行方式設計者4~5名を想定する。

研修内容は、従来型飛行方式設計(精密進入方式)及び性能準拠型(PBN)飛行方式を対象とする。

2-3. 対象空港における飛行方式の概略設計を行う

コンサルタントはCAANの飛行方式設計者を支援し、トリブバン国際空港における飛行方式の概略設計を実施する。

概略設計には以下の活動が含まれる。

- 地形データ、障害物データ等の入手、空港周辺の顕著な障害物の確認
- 概略設計
- ステークホルダー会議(航空管制官、航空機運航者)の開催

なお、カトマンズ国際空港におけるローライザー進入方式の概略設計は、無償資金協力「ネパール主要空港航空安全設備整備計画」の準備調査において実施済みであるが、2015年に発生した地震の影響でWGS84座標に変位が生じている場合は、WGS84測量・障害物測量調査の結果を用いて修正を行う。

2-4. 対象空港における飛行方式の詳細設計を行う

コンサルタントはCAANの飛行方式設計者を支援し、トリブバン国際空港における飛行方式の詳細設計を実施する。

設計対象となる飛行方式には以下が含まれる。

- ローライザー進入方式(LOC APCH)
- RNP1標準計器出発経路(SID)
- 既存飛行方式の見直し

2-5. 設計された飛行方式の地上検証を行う

CAAN は設計された飛行方式の地上検証を実施する。コンサルタントは飛行方式の現場確認を支援する。また、ステークホルダー会議の開催を支援し、関係者（航空管制官、航空機運航者）への設計内容の周知および留意点等の確認を行う。地上検証、ステークホルダー会議の結果、飛行方式の修正が必要となった場合は、設計内容の調整を支援する。また、コンサルタントは飛行方式設計の文書化を支援する。

2-6. 設計された飛行方式の飛行検証を行う

CAAN は設計された飛行方式の飛行検証を実施する。コンサルタントは CAAN による飛行検証を支援し、必要に応じて、飛行検証結果に基づく飛行方式の調整等を支援する。

2-7. 飛行方式チャートを作成する

コンサルタントは、CAAN に対し設計された飛行方式の AIP 掲載用チャートの作成を支援する。また、ステークホルダー会議の開催を支援し、関係者（航空管制官、航空機運航者）へ飛行方式の最終確認を行う。

2-8. 航空管制官に対する新規の飛行方式に係る研修を行う

CAAN は、カトマンズ国際空港の航空管制官に対し、新たに設定する飛行方式に係る研修を実施する。研修対象者は、カトマンズ国際空港の航空管制官 40 名程度を想定する。コンサルタントは、研修の実施を支援する。

2-9. 飛行方式を公示・運用開始する

CAAN は、トリブバン国際空港における新飛行方式を公示・運用開始する。コンサルタントは CAAN による公示・運用開始における技術的支援を行う。

現時点において想定されるアウトプット 2 に係る活動の実施スケジュールは以下のとおりである。

プロジェクト活動想定スケジュール

年度	2019年度												2020年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
チャンドラガジ空港 (BDP) 及びダンガンガティ空港 (DHI)				▲ DHI, BDP	VOR/DME設置																			
2-1 測量・障害物調査		■	■																					
2-2 設計者研修		■	■																					
2-3 概略設計			■	■	■																			
2-4 詳細設計					■	■	■	■																
2-5 地上検証							■	■																
2-6 飛行検証								■	■															
2-7 チャート作成																								
2-8 管制官研修																								
2-9 飛行方式公示																								
トリパン国際空港 (KTM)																		▲ LOC設置						
2-1 測量・障害物調査																								
2-2 設計者研修																								
2-3 概略設計																								
2-4 詳細設計																								
2-5 地上検証																								
2-6 飛行検証																								
2-7 チャート作成																								
2-8 管制官研修																								
2-9 飛行方式公示																								
ワークプラン				▲																				
モニタリング報告				▲																				
事業完了報告書案																								
JCC会議																								

(3) Monitoring Sheet の作成

1) 業務開始時のモニタリングの初期条件の確定

プロジェクトでは、2018年12月に第二回 JCC (Joint Coordination Committee) を開催し、プロジェクト期間の延長 (24 か月間から 39 か月間に延長) と PDM "Ver.2.0"、PO "Ver. 2.0" についてミニッツにて合意している。業務開始時にコンサルタントは、JICA 本部担当者と派遣前の事前打ち合わせを行い、上記の PDM、PO からの変更点の有無を確認し、Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver. 3.0 (案)" を作成し、本プロジェクトの全体を総括する長期専門家 (チーフアドバイザー/航空保安システム保守管理) を通じて JICA ネパール事務所に提出する。

2) 定期 Monitoring Sheet 提出 (概ね 6 か月毎)

コンサルタントは CAAN と協同で Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II を作成し、全体を総括する長期専門家 (チーフアドバイザー/航空保安システム保守管理) を通じて JICA ネパール事務所に提出する。長期専門家の離任後は、本業務のコンサルタントが Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II を取りまとめて JICA ネパール事務所に提出すること。

(4) 事業完了報告書の作成

コンサルタントは CAAN と協同で本業務 (飛行方式設計分野) に係る事業完了報告書 (案) (英文) を作成し、本プロジェクトの最終 JCC 会議の 2 か月前までに JICA ネパール事務所に提出する。

本プロジェクトの最終 JCC にて内容を確認の後、必要な修正を行って事業完了報告書 (英文) を JICA 本部に提出する。

(5) JCC 会議の開催支援

ネパール側カウンターパートと長期専門家 (チーフアドバイザー/航空保安システム保守管理) の主導にて実施される JCC 会議に出席し、飛行方式設計の能力開発について協議に必要な資料作成、業務進捗報告及び議事録案作成等の支援を行う。JCC 会議では、本プロジェクトの進捗管理及び改善見直し等を行うこととなっているため、コンサルタントは本プロジェクトの進捗状況に応じて必要な提言を行うものとする。

JCC 会議は一年毎の開催を目安とするが、プロジェクトの節目において実施することとし、時期については JICA、先述の長期専門家 (チーフアドバイザー/航空保安システム保守管理) 及びカウンターパートとの調整の中で決定されるものとする。

なお、長期専門家の離任後はコンサルタントが主導で、JCC の調整・開催をネパール側コンサルタントと行うこと。

(6) PDM 及び PO の改定支援

本プロジェクト実施に際しては随時その進捗をモニタリングし、必要に応じて PDM 及び PO の改定を検討する。改定に当たっては長期専門家 (チーフアドバイザー

/航空保安システム保守管理) と共に検討を行い、JICA への説明・協議を踏まえた上で、改定案を策定し、JCC 会議において承認を得るものとする。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、CAAN 及び関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文：1 部
ワークプラン (プロジェクトの実施方針、方法及び実施スケジュール等)	業務開始時 (2019 年 4 月中)	英文：3 部
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.3"	第一次派遣時 (2019 年 5 月)	英文：1 部
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.4"	2019 年 10 月	英文：1 部
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.5"	2020 年 5 月	英文：1 部
事業完了報告書 (案) (プロジェクトの基礎情報、プロジェクトの結果、合同評価の結果、上位目標達成に向けての留意点等)	最終 JCC 会議 2 か月前 (2020 年 10 月)	英文：3 部
事業完了報告書 (プロジェクトの基礎情報、プロジェクトの結果、合同評価の結果、上位目標達成に向けての留意点等)	2021 年 2 月	英文：製本 5 部、CD-R 4 枚 和文サマリー：CD-R 2 枚
コンサルタント業務従事月報	毎月末	和文：各 1 部

注 1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注 3) 事業完了報告書については製本する。

注 4) 長期専門家の作成するアウトプット 1、3 に係る事業完了報告書と体裁を合わせること。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目 (案) は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

コンサルタントが作成する研修教材を提出する。なお、提出にあたっては事業完了報告書に添付して提出する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 詳細活動計画
- 4) 業務フローチャート

(4) 報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 2) 必要に応じ図や表を活用すること。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。
- 3) 各報告書のネパール側への説明・協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 4) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。
- 5) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に、契約期間中に収集した資料・データについては、定型の収集資料リストを作成し、業務完了報告書提出時に併せて提出すること。

8. その他

CAAN 及び関係機関との会議における協議議事録 (Minutes of Meeting (M/M)) の作成

- 1) JCC 会議等の協議開催に際しては、協議内容を M/M に取りまとめる。また、上記以外においても、CAAN 及び関係機関と確認を要する事項、業務内容に関わる事項については M/M により内容を取りまとめ、CAAN 及び関係機関との意思疎通を図ること。
- 2) 合意した M/M は、打合せ終了後すぐに JICA に提出すること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務実施期間

2019年4月中旬から業務を開始し、2021年3月中旬をもって業務を完了することとする。

2. 業務工程

本プロジェクトの業務工程は下表を予定する。

年度	2019年度												2020年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
国内作業	□																				□			
現地作業		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
ワークプラン		▲																						
モニタリング報告	▲					▲							▲											
事業完了報告書案																			▲					
JCC 会議						▲															▲			

プロポーザル作成にあたっては、作業時期を想定し、それに応じて各担当の配置期間を提案すること。また、上記の工程は現時点での想定であり、プロポーザルによる提案や業務の進捗やカウンターパートとの調整状況により見直される。

3. 業務量の目途とコンサルタントの構成 (案)

(1) 業務量の目途：13.5 M/M

(2) コンサルタントの構成 (案)：

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。コンサルタントは業務内容・業務行程を考慮し、より適切なコンサルタント構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、JCC 会議が行われる際には、当該 JCC 会議での議題に関連するコンサルタントが現地業務に従事しているものとする。

- 1) 総括/飛行方式設計 (1) (2号)
- 2) 飛行方式設計 (2)

4. 対象国の便宜供与

本プロジェクト R/D を参照のこと。

5. 配布資料及び参考資料

(1) 配布資料

- 1) 本プロジェクト R/D (2017 年 8 月 16 日付)
- 2) 第二回 JCC のミニッツ
- 3) トリブバン国際空港障害物測量調査報告書(主要空港航空安全設備整備計画準備調査にて実施した障害物測量調査結果:2015 年 6 月及び 2016 年 1 月)

(2) 参考資料

- 1) 対ネパール国開発協力方針
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072266.pdf>
- 2) ネパール国主要空港航空安全設備整備計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029553.html>

6. 業務用機材

- 1) 飛行方式設計システム(無償資金協力を通して導入済)
- 2) 空港近傍の障害物確認用機材

必要に応じてコンサルタントが調達し携行する。コンサルタン所有又は新規に調達する機材の携行に当っては、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。なお、調達方法を問わず調達に必要な経費は本見積りに計上すること。))

7. 現地再委託

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2017 年 4 月版)」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルには、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結する事とし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保の

ための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上

ネパール国「航空安全機材運用維持管理能力向上プロジェクト」
にかかる自然条件調査仕様書

(1) 目的

本自然条件調査は、対象空港における主要施設及び空港周辺の障害物の WGS84 座標及び標高を把握するもので、飛行方式設計に資するために実施する。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

(2) 調査項目

(1) チャンドラガジ空港WGS84測量及び障害物測量

調査目的：飛行方式設計に必要な空港施設及び障害物のWGS84座標及び標高の把握

調査位置：チャンドラガジ空港滑走路端、VOR/DME等の主要施設（空港施設10点程度）及び最終進入セグメント、進入復行初期段階付近等を含む空港の周辺地域（障害物50点程度）

調査内容：WGS84測量、障害物測量

実施方法：現地再委託

成果品：測量調査報告書

(2) ダンガディ空港WGS84測量及び障害物測量

調査目的：飛行方式設計に必要な空港施設及び障害物のWGS84座標及び標高の把握

調査位置：ダンガディ空港滑走路端、VOR/DME等の主要施設（空港施設10点程度）及び最終進入セグメント、進入復行初期段階付近等を含む空港の周辺地域（障害物50点程度）

調査内容：WGS84測量、障害物測量

実施方法：現地再委託

成果品：測量調査報告書

(3) カトマンズ空港WGS84測量及び障害物測量

調査目的：主要空港航空安全設備整備計画準備調査にて実施した障害物測量調査（2015年6月及び2016年1月）を補足し、飛行方式案の作成に必要な障害物の情報を把握する。

調査位置：トリブバン国際空港滑走路端、ローカライザー等の主要施設（空港施設10点程度）及び最終進入セグメント、進入復行初期段階付近等を

含む空港の周辺地域（障害物50点程度）

調査内容：WGS84測量、障害物測量

実施方法：現地再委託

成果品：測量調査報告書

以上